



8月7日・西保育所 盆踊り会場

と うべつ 議会だより

おもな内容

- ▶ 議案審議……………2～3
- ▶ 委員会報告……………3
- ▶ 集中審議……………4～6
- ▶ 一般質問……………7～15
- ▶ 議員提案、請願・陳情……………15
- ▶ 議会のうごき……………16



議 案 審 議

第3回定例会

中小屋スキー場コース整備工事 補正予算など10議案可決

H8.6.18~21

第三回定例会が、平成八年六月十八日から二十一日まで開催され、補正予算など10議案が可決されました。また、今回競売入札妨害事件について、町長より行政報告がなされ、その報告に対し集中審議がなされた。

(集中審議は、別ページに掲載)

□専決処分の承認

平成七年度当別町一般会計補正予算(第十号)は、財政調整基金積立金四千万円、減債基金積立金二千五百七十九万六千円等を増額し、歳入歳出予算総額が百十五億六千二百三十一万八千円とした専決処分が報告され、承認されました。

□専決処分の承認

地方税法の一部を改正する法律が、平成八年三月三十一日公布されたのに伴い、当別町税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をした報告がされ、承認されました。

□専決処分の承認

地方税法の一部を改正する

議 会 人 事

第三回定例会で空席になっていた、産業常任副委員長に湯浅俊一議員、学園都市線電化・複線化促進特別委員に菊崎善雄議員、恵庭青年の家組合議員に木屋路喜一郎議員が就任されました。

また、当別町農業委員会委員に、堀梅治議員、小武正寿議員、宮本勝議員、田畑富美男議員、泉亭俊彦議員が議会推薦されました。

□平成七年度財団法人当別町畜産振興公社の事業報告書

道営一般農道事業、道営担い手育成事業、道営排水対策特別事業、町道本通線橋りょう新設工事、都市計画道路変更申請業務委託、都市計画公園計画決定業務委託に係る繰越額及び財源内訳の報告がされました。

□平成七年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書

法律が、平成八年三月三十一日公布されたのに伴い、当別町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をした報告がされ、承認されました。

並びに決算報告書
(原案承認)

□平成八年度財団法人当別町畜産振興公社の事業計画書並びに予算書
(原案承認)

□平成七事業年度当別町土地開発公社の決算に関する書類
(原案承認)

□平成八事業年度当別町土地開発公社の事業計画並びに予算に関する書類
(原案承認)

□平成八年度当別町一般会計補正予算(第一号)

北海道農業元気づくり事業補助金一千万円、新食糧対

応生産流通体制確立事業補助金二千七百四十三万円、当別町中小屋スキー場コース整備工事三千八百万円などを増額し、歳入歳出予算総額が百十四億六千四百七十八万円になりました。

□当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定
地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額賦課の基準額を改正するため、条例の一部を改正しました。

□財産の取得

土地取得契約を締結する提案がされ原案可決しました。
・ 目的 町営住宅春日団地建替事業用地
・ 所在地 当別町春日町八二番地二の内の
・ 面積 九千七百三十三・五二㎡

□当別公共下水道八号幹線(雨水)管渠布設工事第一工区請負契約

工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

・ 方法 指名競争入札
・ 金額 二億七千四百四十九万五千円

・ 相手方 宮永建設株式会社



中小屋スキー場

委員会報告 第3回定例会

産業常任委員会

本委員会に付託された陳情について、平成8年4月22日委員会を開催し、町長、担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重に審議の結果、次のとおり報告する。

記

WTO協定改定、セーフガードの発動で地域農業と経済を守り発展させるための陳情書

いま世界的に食糧不足が深刻になっていながら、WTO協定や新食糧法の施行、さらには円高のもとで、日本は米をはじめ多くの農畜産物の輸入を増やしながら、国内では減反・生産調整の拡大を強いられています。

特に米については、WTO協定の実施にともなって、輸入されるミニマム・アクセス米のために、生産調整面積や加工用米が配分されていますが、これは、「転作強化は行わない」という閣議了解にも反するものです。今でさえ世界最大の食糧輸入国である日本が、国民食糧をますます外国に依存することは、安全な食糧の安定的な供給を危うくするとともに、地域農業や地域経済をも崩壊しかねません。

このような事態を抜本的に改善し、国内農業生産を高め、食糧自給率を向上させることは、国民の食糧と健康、地域農業を守るだけでなく、世界の食糧不足を解決する上でも大きな貢献となるものです。

米をはじめ農畜産物の輸入を自由化し、食品安全基準の緩和を義務づけているWTO協定は一刻も早く改定し、国民食糧の確保に国が責任をもつ体制を早急に作る必要があります。また、激増する農畜産物の輸入に対しては、WTO協定でも認められている緊急輸入制限（セーフガード）を今すぐ発動させることが、地域農業をまもるためにも緊急課題となっています。

よって、早急に意見書を送付する必要があると判断し、本件、願意妥当と認め採択することを適当と認めた。

平成8年4月22日

当別町議会 議長 谷保 茂一 様

産業常任委員会 委員長 田畑 富美男

当別大通整備促進審査特別委員会

本委員会は、平成7年5月26日、9月12日、平成8年2月22日、6月5日、委員会を開催し、町長、助役、担当部長、室長の出席を求め説明を聴取し慎重審議の結果、次のとおり中間報告する。

記

当別大通整備基本計画の概要説明を受け、慎重に内容を検討した結果、本基本計画については、妥当と思われるので関係官庁とも十分協議の上、関係する地域住民の協力を得られるよう努力し、早期事業化に向け最善の努力をすべきである。

以上、当別大通整備基本計画概要書を添付し、報告する。

平成8年6月5日

当別町議会 議長 谷保 茂一 様

当別大通整備促進審査特別委員会

委員長 千葉 荘康

□当別町道路線認定

町道路線を認定する提案がされ原案可決しました。

- ・美里四号線
- ・美里五号線
- ・美里六号線
- ・美里七号線
- ・美里八号線
- ・栄町七号線
- ・太美西七丁目線
- ・当別新篠津線
- ・青山四番川四号線
- ・青山三番川一号線

□当別町道路線変更

町道路線を変更する提案がされ、原案可決しました。

- ・田の沢線
- 旧 上当別千三百七十番
- 新 西小川通二百二十二番
- 新 材木沢千三百六十九番
- 地六〇西小川通二百二十二番
- ・文京通三号線
- 旧 美里二十一番地七
- 新 美里二十一番地七
- 里五百五番地百七十五

□当別町道路線廃止

町道路線を廃止する提案がされ、原案可決しました。

- ・青山三番川一号線
- ・青山三番川二号線
- ・青山三番川三号線
- 平成八年度当別町老人保健特別会計補正予算(第一号)
- 前年度会計の精算による償還金、一般会計繰入金を補正するもので、七百六十五万二千円を増額し、歳入歳出予算総額が二十一億七千四百六十五万二千円になりました。

□平成八年度当別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第一号)

管渠布設工事八百万円を増額し、歳入歳出予算総額が七千七百万円になりました。

□第九次治水事業五箇年計画における大幅な事業費の確保に関する意見書

※可 決 (議員提案)

□公的介護保障の確立に関する意見書

※可 決 (議員提案)

□消費税5%への大増税の中止をもとめる意見書

※可 決 (議員提案)

競売入札妨害事件について 集中審議が行なわれる

第3回 定例会

六月十八日第三回定例会の初日に、競売入札妨害事件について、議会運営委員会等に於て協議をし、異例ではあるが真相解明について、集中審議をする事を申し合わせ、その中で冒頭町長より不祥事について陳謝が述べられ集中審議が行われました。



行政報告

最初に、入札に係わる職員の不祥事につきまして、ご報告を申し上げますとともに、心から議員各位と町民の皆様に対し陳謝を申しあげます。近藤前建設部長が去る四月十九日、北海道警察に競売入札妨害の容疑で逮捕され、五月十日、札幌地方検察庁により競売入札妨害の罪で起訴されました。その内容は、平成七年度春日団地建替工事(その一)の指名競争入札に関し、泰進建設を含む共同企業体に工事

を落札させることを企図し、同年八月十一日頃、泰進建設当別営業所において、山本に対して入札書比較価格二億六千五百万円である旨を教示し、二億六千四百五十万円で応札させて、同企業体に落札させ、もって偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をしたものであるとの内容で、近藤部長を休職処分としたが、今後は公判、判決となり、その結果により顧問弁護士とも相談をしながら地方公務員法により懲戒処分をしなければならぬと考えている。私も道義的責任を痛感しているの

で、近藤部長の裁判の結果を踏まえて私なりに責任のとり方を考えたいと思っている。又、株式会社泰進建設を平成九年一月三十一日まで指名停止処分にした。なお、業務に支障のないよう、その後任人事として建設部長に田淵民生部長、民生部長に浜波税務課長、税務課長に芦野都市整備推進室長、都市整備推進室長に木村主幹を六月五日を

もって発令をしたので、ここに報告する。又、現行の入札契約の手続き及び、その運用についての問題点の検索と、より一層の透明性、競争性を確保すべく具体的な改善策を検討することを目的に、部課長十五名をもって入札契約制度検討会を五月七日に設置し、検討させていたが、五月十四日と六月十三日の二回にわたり中間報告があったので、その内容について検討会の会長である、田淵建設部長より説明をさせる。初めに申し上げましたが、今回の不祥事につきまして、議員各位と町民の皆様には、多大なるご迷惑をおかけし、心からお詫び申し上げますとともに、この事件を厳しく受け止め、職員の綱紀肅正を厳正に行い、町民の皆様への信頼回復に努め、疑惑の招くことのないよう行政を進めてまいりますので御理解を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。次に、助役の動静について

報告をします。去る四月十七日、大腸潰瘍のため入院し、五月十七日札幌医科大学附属病院で手術を受けまして、その後の経過は順調に回復をしておりますが、今議会には出席するまでには至っておりませんので、報告を申し上げますとともに、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

主な質疑内容

泉亭議員 臨時議会を開催すべきではなかったか。

町長 議会を招集する案件がなかったため、議員協議会で報告した。

泉亭議員 行政全般で事情聴取されたのは何人で、誰が、どう言うことを聞かれたのか。

町長 私は、町長としての意見を聞かれた。

総務部長 職員については、私以下六名で、内容は、参考人として職務に関する意見を聞かれたと、報告を受けている。

泉亭議員 近藤部長が保釈されてから、町長は本人と会ったのか。会ったとしたら、いつ、どこで、どんな形で、どう言う報告を受けたのか。

町長 町長応接室で、先ほど

の報告の中で言ったような状況の報告があった。
泉亭議員 本人は、新聞に書いてあるとおり、認めているのか。

町長 起訴を受ける時点では、そう言うふうに認めている。

泉亭議員 昨年九月に泰進建設について疑惑をただしたときに、不正はないと答弁をした。

今は、そのことについてどう考えているのか。

町長 昨年九月の質問は、共同企業体を組むのに当たって、町が指示をしたという疑いであり、業者を呼んでお聞きし、そういう事実はないということ、誓約書を出してもらった経過があった。

泉亭議員 泰進建設の誓約者は誰か。

川村(男)議員 恐らく議員の誰も見えていないと思うので、警察に取りに行つても本審議中に提出願いたい。
総務部長 警察に押収をされているので確認できない。又、誓約書の提出であるが、道警では、コピーも駄目だと断られている。

泉亭議員 わざわざ誓約書をとって、誰だったかわからないのか。誰が誓約者なのか、それを破られた自治体として

は、どうするのか。

堀議員 当時、誓約書は、議運で回し読みをし、資料として提出すべきか議運に諮つて議員の皆さんに配る必要はないと判断し、又、どなたからも、資料の要請もなかったので、配らなかつた事実経過があり、町長部局が出さなかつたという事実経過はない。

島田議員 先ほど、町長は、誓約書をとって、不正はなかつたと答弁しているが、泰進建設が、この入札妨害に係っていた。その事実関係に町長は、答弁は間違つていたと正式に議会の場で釈明すべきだ。

町長 九月議会で論議になったのは、共同企業体を組むのに町が業者に指示したのではないかと言うことで、そう言うことではないということを確認して誓約書を出してもらつた経過である。

島田議員 私は、その誓約書を見ていないので、今議会中に見せていただけるよう特段の配慮を願いたい。

総務部長 四月十九日、役場に家宅捜査が入つた。その責任ある方に二回ほど電話でお願いしたが、断られたという経緯であるので、理解願いたい。

泉亭議員 最終決定権のない

近藤部長が、一人で行つたものでなく、町、行政をコントロールするようなものが、そうさせたのではないかと、沢山の町民も思っている。

助役が事情聴取されているうちに、平成五年頃、町会議員二人、それから町長と助役が公共事業の指名を停止する業者の指名について談合していた事実がわかつたということ、ある町民から聞いたが、そのような事実がなかつたのか。

町長 そういう事実はない。

泉亭議員 泰進建設は、伊達町長に、なつてから急に当別町の公共事業を受注するようになったのはなぜか。又、町長は、泰進建設のどういう人を知っているのか。

菊崎議員 町外の業者は、町並びに関係者に対して相当のお中元、お歳暮の攻勢があると情報を得ているが、町長自身、泰進建設からお歳暮等があつたか。

町長 泰進建設の山本君は、よく知っているが、それ以外の方は、ちよつとお会ひした程度の対応である。又、泰進建設からの、お歳暮等の関係ですが、私は受けていない。
泉亭議員 指名選考委員会はそのように運営されているのか。特に、春日団地の場合、選考過程を、当時、委員であつた収入役から説明することを求める。

総務部長 収入役は、一委員であり、副委員長の私から答弁する。当時の関係書類は押収されているので、お答えできない。

泉亭議員 助役は既に辞表を出していると、噂が流れているが、それは事実か。又、現在、入院して雲隠れしているかのような助役の病院へ、町職員が何人か行つている。何の用事で職員が行かなければならないのか。

町長 退職をしたいというようなきががあつたことは事実であるが、これから手術するという非常に精神的にも安定をしていないときに、措置はできないと受け取つていない。
総務部長 今は、手術の経過も順調なので、職員に暇を見て励ますよう話をしていて、職員は見舞いに行つている。

川村(弘)議員 先ほどから話を聞いているけれど、これは道警の知能犯係が調査したのではないか。素人が調べられるのか、こういう問題を。判決がでないものを犯罪にできない。どういう結果がでるかによって、地公法に基づ

いて処罰しなきゃならないのではないか。

助役についても、腸の大手術をやつて、面会謝絶したんじゃないですか。明確にすべきだ。

又、道警以上に調べる権限が、当別町や我々議員にあるのか。

今後、善処して、こういうことが起きないように真剣にやりなさい、というのが本当の話ではないのか、行政に対して。

町長 助役は、四月十七日に大腸潰瘍の為入院し、五月十七日、札幌医科大学病院で手術を受け、経過は順調であるが、六月定例会には、まだ出席できないと、又、泰進建設については、来年の一月まで指名停止措置をとつていて行政報告をしたつもりである。

林議員 個人のプライバシーの問題もあるが、情報を公開しなければならぬ立場の人もある。地方自治法により、この議会には調査権があるので、町民が疑問に思うことを当然、ここに出すべきだと思

う。
泉亭議員 近藤君について、懲罰委員会が結論を出せないのはなぜか。
堀議員 地公法上、休職とい

うのは、裁判の起訴された段階では、最高の懲罰をしたのではないか。私はそのような理解している。そのへんを明確に答弁願いたい。

総務部長 地方公務員法では、失格条項があり、この中では禁固刑以上に処せられた者となっているので、裁判の推移を見てからでないと、処罰ができないというのが現況である。

泉亭議員 過去に企画部でも逮捕事件がありました。今回、教育委員会でも事件がありました。それらは全部、裁判が終わってから処分しましたか、処分については姿勢がその都度あいまいではないのか。

町長 地方公務員法の二十八条では、降任、免職、休職等となっており、刑事事件に関し起訴された場合は、休職扱いにと、はつきり言われている。その後の処分については、刑事事件の内容について裁判所の判断を受けてから措置をしなければ軽々に、そういう措置をとることは、難しいというふうには私は判断している。

泉亭議員 平成五年に町長当選直後に助役と部長などが当別建設協会の幹部役員のところへ行っていた事実がどうか

える。それは一体、何のために、誰の指示で、誰が行ったか。

建設協会の役員、首の上げかえ、役員の更迭を要求していたのだとしたら、行政上、必要だったのか。

町長 ぐるみ選挙はするな、それぞれの信ずる人達に対応することはいいのではないかと、いうふうに言ったと聞いている。

泉亭議員 昨年九月議会の傍聴人の中に建設業者が一人お

り、その人を後日、役場に呼びつけ助役が傍聴したことを注意した事実がある。これは、町長が指示したのか。

町長 助役から聞いたところでは、問題の請負契約の当事者が傍聴に来ていることから、助役はロータリアンの友人として誤解を招くような行為はいかなるものかといったと聞いている。

泉亭議員 当別町の信頼を著



春日団地建替工事現場

しく失った今、信頼回復のために、私は近藤部長に寛大であつてよいと思うが、部下に寛大であればあるほど、町長自身は自分の公約にかんがみて、厳しくなければならぬし、引責辞

任に値するものと私は思う。**町長** 私も道義的な責任を痛感しており、裁判の結果が出た時点で、責任の取り方についても考えていきたい。

柏樹議員 今回の事件は、個人的な問題なのか、あるいは、組織的ないろいろな背景や欠陥があつておきたのか。

堀議員 役場の職員との節度ある対応というのは、ここ二、三年は過去に比べて相当改善されたと思うが、OBの中には昔の役職を肩にしまった格好で、職員に対応している姿も見受けられる。こういうことが、今回の事件を起こす温床になつたのではないかと

思う。私も非常にあの関係に

町長 構造的にも組織的にも問題があつたのかと言われると、あつたということにはならないが、今後、このような事件が生じないように職員の綱紀粛正を厳正に行い、信頼回復のために努めたいと考えている。又、OBの天下りに

ついては、継続して改善策の中で検討しながら取り組んでいきたいと思つている。

島田議員 私は、今までの質疑を聞いて組織的な、又、体質的な問題が、まだまだ残つていると実感している。議会

は、行政のチェック機能として、原因を究明し改善する必要があると思う。そのために、百条調査特別委員会を設置して調査すべきと思うので、別途協議するよう議長に

特段の計らいをお願いしたい。**川村(勇)議員** 元総務部長の山本収入役が、総務部長在職中に町長の公印を不正に利用して公文書を偽造した事件が明らかになつたが、理事者として町長は応分のけじめを、

つけなければいけないと思うが、どのように考えているか。

町長 その関係については前に議会でも十分審議された経過があり、ご存じのとおりだと思つている。私も非常にあの関係に

ついて遺憾だと思つている。**川村(勇)議員** 退職金については、どのような措置をされたのか。

総務部長 当時、山本総務部長については、依願退職という事で収入役に就任をし、収入役を退職するときも依願退職ということである。退職してから事件が発覚してき

たというふうな経緯である。**島田議員** 在職中の犯罪について、有罪の判決が出た場合、その退職金の扱いはどうなるのか。返還を求めめるのか。

総務部長 退職手当組合の関係の条例規則等に基づいてと思うが、全道的に、後に発覚した場合については、返還ということにはなつていない。

川村(勇)議員 在職中に犯罪行為があつたとしても、依願退職をしたことによつて退職金を払つてあるとするならば、返還も何も今のところは、わからないと言つて間違いないか。

総務部長 それが原因で依願退職という場合には、依願の手続きにならないと、一般的な解釈がある。山本収入役の場合には、健康上の理由でや

めて

第 3 回定例会

一般質問

町政執行に六議員が 活発な論戦を展開



獅子内地区の 開発を急げ

議員 俊彦 泉亭



問 入札妨害の事件に関し、町長から行政報告があり、集中審議が行われたが、今だからない点もいくつかある。泰進が急激に当別町の事業を受注する状態になった理由、助役の動向の不可解な面、職員の処分についての基本的な考え方、指名委員会の内容等について、つまびらかに説明をしていない。町長、助役をはじめ、たくさん職員が事情聴取をされているのに、なぜか役場全体で重大な雰囲気の流れがない。今後、もし新たな事態があった場合には、改めて質問をするので、今回は一応、質問は保留とする。

問 獅子内地区の開発時期は、獅子内駐在区の周辺が三

十数ha、宅地用地として用途指定をされている。行政がきつちりとしたリードをしていかないと、新たな事件が起きるような懸念を私はしている。獅子内の開発行為は、いつ着工で、いつ完成するのか町の考えはどうか。

町長 めんどとして五カ年を想定している。

建設部長 町長の補足答弁として、それぞれの行為者が町に協議しており、一定の協議がまとまってから完成までに五年は要すると想定している。

問 この地域の農家の人たちは、早く決定して早く土地の売買を済ませて、自分たちの次の生計を立てなければならぬと真剣に考えている。

どういふ問題を、クリアしたら事前協議に入ることができて、本申請に入り許可を得るまでには、おおむね、どのくらいの日時を要するのか。

町長 クリアすべき点として農地法、国土法等であるが、農地法だけでも六カ月を要すると思われる、その他の法令の関係もあり相当の期間を要すると考えている。

開発行為に対する指導体制は万全か

問 開発行為に正式に入る前に事前協議をしたり打ち合わせ

せをするが、その個々の打ち合わせ段階で行政の指針が、きつちりしていないと、いろいろな考え方が右往左往しているのではないか。それをどう整理するかは行政の大事な仕事だと思ふ。行政がリードしていけるような、イメージプランぐらいは持っているのか。一貫した指導が出来る体制になっているのか。

町長 第三次総合計画に基づき、用途地域を指定し良好な環境を守るための低層住居専用地域と考へ、これに沿った形で指導を考へている。

問 どういう低層住宅を指すのか、又、一区画当りの面積はどのくらいで、スウェーデン通里には、スウェーデン風の住宅を要求するのか。

町長 従来の開発行為もそうであったが、一般大衆的な宅地供給を考へている。又、一区画平均七十五坪を基本に考へ、スウェーデン大通り沿線についての宅地は、起業者と



開発を待つ獅子内地区

も相談の上、スウェーデン風の建築物の要請を考へている。

問 農振を除外して用途区域に指定して、土地の価値が高くなった所に公園用地を確保するのではなく地区外に広く考へるべきである。

町長 用途地域指定については、町内部土地利用検討委員会並びに政策調整会議で内部の意思決定をし、当別町都市計画審議会に諮問し答申を受けている。又、公園の整備計画については、現在西部地域の駐在員の方々とも協議をする予定であり早期着工に向けて適地の選定等、鋭意努

力していきたい。

問 開発行為を、今しようとしていふ会社の名前を言つて欲しい。

町長 担当者段階の協議なので控へたいと思うが、あえて言うと、株式会社ホーム企画センター、日産建設株式会社札幌支店の二社である。

活力ある地域づくりの為の行政改革について



後藤 正洋 議員

この地域の開発規模は、全体で何戸で何人ぐらいの規模を想定しているのか。当然学校の問題、その他の社会施設の問題も関係しているが、どう計画しているのか。

町長 約二十九・五haのうち、区画数は約六百五十、人口にして千八百人程度が予想されている。又、公共施設用地として必要なものは、協議の上、要請していきたいと考えている。

役割、地方の役割というものが、どうあるべきか、又、補助行政といわれるが、税制改革、補助金改革が各自自治体にとってどうあるべきか。それぞれの地域がその方針をもって明確にして行かなければならない段階にきていると思うが、町長の考えを伺いたい。

地方分権と行政改革

問 国内では中央、地方を問わず政府機関や自治体組織全体の再編が叫ばれているが、中央集権から地方分権へ護送船団方式から相互補完へと移行しようとしている。この分権が目指すものとして、国の

町長 平成六年十月に自治省から「地方公共団体における行政改革推進のための指針」が出されているが、町として今回の行政改革大綱の策定にあたり、その前提となる方針と

推進計画について、どう考えているのか。当別の将来を見据え、生き活きた地域を創造するために、当別町が目指す行政改革について、その考えを伺いたい。

町長 来るべき地方分権の時代に向け既存の行政制度、固定観念にとらわれることなく新たな視点に立つて、町民の意思と要望を反映する中から事務を改善し、合理化するべく分析し、行政の効率化、簡素化を図り、町民との信頼関係の上に計画的かつ効果的に行政改革を進め、住民の多様なニーズに即応しつつ、活力に満ちた魅力ある町づくりを進めたいと考えている。又、行政改革の推進のため、町長を本部長とする行政改革推進本部や具体的な調査、検討を行うため課長職を中心とした行政検討委員会を発足させ、

今後は、町民代表や有識者などによる、



当別町行政改革推進委員会風景

当別町行政改革推進委員会を設置し、その意見を反映するとともに、その理解と協力を得ていきたいと考えている。

具体的重点事項について 問 自治省が示している六つの重点項目は、前回の事項と比較するとあまり差異が、ないように感じるが、今回この項目に改めて取り組もうとするのは、何故なのか伺いたい。時の経過のもとで何が変わり、その変化にどう対応しようとして現在取り組んでいるのか。又、この項目の中には、町の方針との差異もあろうかと思うが、どのような考えでまとめて行こうとしているのか伺いたい。

自治省が示した項だけで、行政改革と言うのであるなら、行政事務執行のための行政改革にしかならない。町民が期待している行政改革とは、効率的、主体的行政システムを基盤として、何を指すのか、当別の何を求めているのか、

議会を傍聴しましょう

定例会 年4回 3・6・9・12月
臨時会 随時

か、この点だと思ふ。目に見えた変化がなく、将来に対する考え方も見えてこないというのであれば、町民の大きな期待を裏切ることにもなりかねないと思ふ。

町長 指摘の通り、自治省の示している重点六項目は、前回と比較して差異がないし、本町の行政改革の基本となる項目は変わるものではなく、社会経済情勢の変化に対応し、その時代、時代の住民の要望、要求に応えるための具体的に実施できる施策の適正な選択を、いかにしていくかということが重要であると思ふ。

情報の公開と町民参加
問 時代の変化を的確に見据え、将来を展望しつつ、情報公開とこれによる町民意識の啓発、そして啓発された住民の参画による町づくり。この体制をつくって行く事が、今回の改革の当面の目標であると思ふ。町長は、この事を、どのように捕らえ、どう行政改革に反映させ、今後の町づくりと住民参加の係わりについて、具体的にどのようなものを目指しているのか考えを伺いたい。

町長 情報公開の充実と許認可申請事務の処理期間を明らかにするなど、行政手続制度の適正な運用につとめるとともに、町政の課題や、その時々の方針などを町民に伝え、双方が情報を共有することによる分かりやすい町政と町民が政策形成過程で参加できるシステムなど、検討していきたいと思ふ。

かにするなど、行政手続制度の適正な運用につとめるとともに、町政の課題や、その時々の方針などを町民に伝え、双方が情報を共有することによる分かりやすい町政と町民が政策形成過程で参加できるシステムなど、検討していきたいと思ふ。

自治体として

新介護システム公的介護保険 制度の創設は慎重な対応を



小寺 和昭 議員

問 町長の行政執行に当り第三次総合計画とあわせ懸案の課題について努力の成果を町民の方からの声を受けて申し上げたい。まず当別ダム建設について、各種補償に係わる調査に着手、悔いのない町づくりを目指して用途指定等の見直しに着手、西当別地区にコミュニティセンター建設に着工、西当別小学校増築、全校に給食実施、スウェーデンプラザ及びスウェーデン大

通り、植樹等に花を植えたことによるイメージアップ、青山ファミリアー農園の施設充実、町民懇話会を二巡実施、商工業、農業の振興、福祉関係と着実に、その実績を認め評価する。

問 生き活きとした地域を創造するための行政改革であるならば、やはりそこには、行政としての明確な方向を見出すべきだと思ふ。他自治体との相違を明確にし、持てる特性を最大限に活用して独自の考えや発想による運営をし、地域から情報を発信すべきだと思ふ。緑豊かな田園都市を目指す当別町として、行政自

体が、この事を強力に推進するという意思表示として、環境に優しい自治体づくりを目指すことを、今回の行政改革大綱に盛り込んでどうかと考へている。町民と一緒に進もうという投げかけを、この改革を通じて行うことが大切であろうと考へるが、町長の考へと、今後、当別町として何を発信して行く



老人ホーム

うと考へているのか伺いたい。
町長 自然と調和した「住みよさ」「暮らしよさ」を追求した、環境に優しい町づくりを、関係機関団体をはじめ、庁部内の横の連携とコミュニケーションを一層強めるよう行政改革に反映させ、町民とともに緑豊かな田園都市の実現に向けて努力していく。

申が出来れば財政支援など附帯意見もつけられたが、運営主体となる保険者、第二の国保を恐れる市町村は難色を示したとなつてはいるが、これに対する経過と見解等について伺いたい。なお、関係部局は介護保険制度案大綱及び他制度の改正資料を十分熟知し、文教厚生常任委員会等の中で議論してはどうか。

公的介護保険制度について
問 福祉ネットプロジェクトチーム、厚生省試案、さらには老人保健福祉審議会、それぞれの機関で検討されてきた。平成八年五月十五日付け

町長 全国市長会や全国町村長会から、国民的な議論が不足していることや事業主体の市町村に対する行政運営に多大な影響が予想されることから、慎重な審議を求める決議がされている。法案が審議されていないことから全体の内容が把握できないことや、要綱案を基本として幾つかの懸案事項の解決を図りながら法案作成の検討を行うように

なっているので、今後、法案が整理された時点で検討する。

又、市町村の財政負担の問題については、道町村会を通じて国に対し、十分な財政措置を講ずるよう要請していきたい。

産業廃棄物等の

処理施設計画はあるのか

問 都市近郊の町として民間の産業廃棄物処理施設の建設についての事前協議等の例があるのか伺いたい。又、そういう施設が進出してくるとしたら町は、どう対応するのか伺いたい。

町長 平成七年度においては事前協議はない。又、本町には、高岡に産業廃棄物処理施設があり、現在のところ他に施設の設置については考えていない。

問 平成七年度、公害等の苦情件数と、それに対する対応と結果について伺いたい。又、窓口が明確になっているのかも併せて伺いたい。

町長 騒音についての苦情が一件あった。この苦情は町道本通線の六軒町付近での大型車の通行に伴う騒音で、通過する大型車については、バイパスを迂回するよう指導し、その後、苦情は来ていない。なお、これら公害に対する

苦情の窓口については、住民課となっている。

文化センターの

建設時期はいつか

問 建設を期待されている方々の貴重な寄附、基金が一億二千万円を越えているが、建設年次を樹立する時期であると思う。又、行政主導型にならないよう、町民参加を含め、建設に向けての準備検討

**社会的弱者 子供や老人の
幸せのための施設は**

堀 梅治 議員



競売入札妨害事件の

教訓を生かして

問 前段の小寺議員の方から

委員会的なものを設置する必要があると考えるが、どうか。

教育長 町民等より寄せられた寄附金は、百三十三件で、町積立金も含め、一億二千七百八十四万四千二百六十円となっている。これら貴重なご厚意を十分生かし、芸術、文化活動に必要な拠点づくりの核となる施設として、建設場所の方向づけを急ぐとともに、

に、当別町第三次総合計画は、平成十三年までの計画で位置づけされており、建設に向け努力する。又、建設準備検討委員会等の設置について、全道、近隣市町村の先例地等への調査研究を行い、各関係機関と十分協議及び検討をしていきたい。

町長に対する一定の評価の発言があった。私も小寺議員が述べた、それぞれのことについても、加えて各町内会の費用その他が公約実現のために努力した成果が、各町内会の運営費その他が、町費で賄われているという状況の中でも町民の評価の一つになつていると聞いている。ただ、行政報告で集中審議された不祥事の件についても、町長は、この不祥事から教訓を学びとって、参考人として意見を聴取された職員も含めて、一回りも二回りも大きくなった経験を生かして、残された任期の一年間、全力を挙げて、将来に向けての五万人の町、当別を目指す基礎づくりのために努力を、今こそすべきではないかという立場を求めたい。又、もし可能であ



蕨岱小学校

れば、起訴されている近藤部長もその経験を生かして仕事に専念できるようなことを、私自身は個人的に心から願っている。これは嘆願書が三日間で千数百集まったと聞いており、そういう庶民の意向か

**用語の解説
本会議**

全議員で構成する議会の会議のことをいう。議会には、この会議のほか、議員の一部をもって構成する委員会と呼ばれる会議がある。議会としての権限、能力は本会議に認められるもので、法律上要求される議会の議決、同意、決定、承認、採択等は、この本会議で行わなければならない。法的な効力は生じない。

委員会での議決等は、本会議の事件審議のための判断資料としての意味をもつに過ぎない。

本会議の議事は議長が主宰し、地方自治法および会議規則等に定められた詳細な手続き、ルールに従って運営され、会議の内容は会議録の形で記録されるほか、会議公開の原則から、原則として自由に傍聴できることとされている。

からも理解しなければならぬと私自身に言い聞かせている心境である。町長の適切な決意と答弁をお願いする。

町長 今回の政治信条に反する不祥事が発生し、道義的責任を痛感しているが、今後この非常に厳しい教訓を生かし、私の政治信条を貫くことを改めて決意している。又、今回の事件に関し、私に対して、はじめとして辞任すべきとの声も一部あるが、私の政治信条に基づき職責を全うし、町民の皆様の信頼を回復することが今、私に課せられた最大の責務と考えているし、職員に対しても、さらに私の政治信条の徹底を図り職

員とともに、なお一層努力する所存である。

基幹産業である農業を 守り発展させる考えは

問 農業予算は、当別町が他の町村に大きく引けをとっているとは考えていない。むしろ先進をいつていると、これは篠津中央土地改良区、四カ町村あるが、先進的な役割、指導的な役割を果たしていることも承知している。

しかし、町長にさらに多くの予算を工夫し、農業に展望を見出せるような予算づけを、今後も続けていただきたいし、若い者たちに意欲のわくような予算づけをして欲しいと思っている。又、私どもの

湯浅俊一議員が、管内町村議会 議長会表彰を受賞



平成八年六月七日厚田村で開催された管内町村議会議員研修会の席上で、湯浅俊一議員が石狩支庁管内町村議会議長会表彰を受けました。

今回の表彰は、町議會議員として、十年以上在職し、地方自治の振興発展に寄与されたことによるものです。

党が五つの提案をしている。一、米価を最低二万円で保障して欲しい

二、減反をふやすことはやめ、作りたい人に、米を作らせてあげて欲しい

三、農業経営が、ちゃんときるよう後継者に援助をして欲しい

四、中間山間地の問題も手がけて欲しい

五、WTOの政府側との問題等も含めて改定ができるようなことを国に要請して欲しい

これについて、町長は、どんなふうにも考えているのか伺いたい。

町長 近年の農業を取り巻く情勢は、主要作物の作付制限、農産物価格の低迷、海外からの強い市場開放要求など、国内外の社会経済の大きな変動の中で困難性も増している。

このような中で、本町においては後継者対策、地域特産物作物振興事業、農業構造改善事業、農業団体の育成、農業農村整備事業など国、道に加え、町費補助事業を含め農業の維持発展に努めてきており、農業を守り発展させるため、農業団体と連携し、今後新政策をできるだけ取り入れ、二十一世紀へ向けての活

力ある農業、農村を築くため努力する。

又、日本共産党が日本の米を守るため、五つの提案をしているが、内容を見ると、生産者がより安心して生活できる環境づくりとしての提案であり、生産農家の意見をくみ上げたものとして受けとめている。

子供の幸せのために

問 私ども、蕨岱の小学校、保育所は、児童の減で悩んでいて、実質的には、いつ学校が閉校になるんだらうという心配が父兄の中で議論されている。私どもの地域は、国道三三七と二七五の合流点であり、札幌への通勤圏内でもある。そういう地域に本当に小学校や保育所をなくしていいのかと考え、保育所、学校周辺に、ミニの住宅団地を構成するよう町長へ要望書を提出している。一極集中が災害に弱い、どれほど予算を投入しても救い切れない過密の状態というものは、もう既に試験済みである。蕨岱、東裏、川下の学校や学校敷地を有効に利用することができれば、そして又、その地帯がそのことで潤うならば、私は、決して無駄な投資ではないと考えて、町長に適切な答弁を求める。

町長 人口増加は本町市街地及び、その周辺、また太美市街地を含めた周辺地区に集中していることから、農村地域の人口は依然として減少が続いているのが現状である。農村地域の人口減少を食い止める必要性については、私も認識している。しかし、現状から見ると非常に難しい問題も内蔵しているので、今後の課題としたい。

問 学校を統合して、南部地域小学校をつくると、十億以上のお金がかかる。実質的には、東裏にも蕨岱にも川下にも中小屋にも、六学級編成の教室と施設がある。それを、無駄にすることはない。

厚田村のトーマンという団地は、一千万前後で土地や住宅が買えるということ、人口がふえている。業者といろいろ話をしたら当然、張りつくだろうと。ただ、あの地帯の農振を解除してもらえるか。町が先行投資をして公社の買上げ等の対象にできるのかと言うことである。道路の両側、水道管も走っているのそばを両側二十戸ぐらいの人口が張りついたら、学校が有効に利用されるのではないかと思う。そういう地域に五千万や一億の金を投資して不

良債権になって、町民から大きな非難の声が拳がることは、私は考えたくない。その地域に住む人たちの立場に立つて後継者の不安を解消するためにも、大きな英断を發揮されるよう、再度答弁を願いたい。

町長 地域の方々の願いを代表する貴重なご意見として、私も受けとめて、内部での政策調整会議等で検討させていただきます。

お年寄りの幸せのために

問 老人クラブで常に話題になるのは、何とか安楽に、余り苦しめないで、家庭に迷惑をかけないで、死にたいものだというのが、お年寄りの口ぐせでもあるし、私自身の願いでもある。老人ホームは、二つあるので、他町村に見劣りをするのではないが、当別の老人数からいって、私は待機者もいるというふうに聞いているので、まだ不足しているのではないか。本町にぜひ、老人ホームもつくって欲しい。又、憩いの家的な老人の施設を西当別にもつくって欲しいという声も充滿している。町長は、お年寄りの人たちの意見に十分耳を傾けて、ゴールドプランの見直し等を含めて考えていただけないか、答弁を願いたい。

町長 本町には特養と養護が設置され、それぞれ五十床定員となっており、現在、定員いっぱいの入所となっている。待機者の現況は養護老人ホームについては、ほぼ入所申し込みしてすぐ入所できるが、特別養護老人ホームについては、現在八名の待機者がおり、入所までに六カ月から一年ぐらいかかるものと思われる。

なお、ゴールドプランに基づく国、道の示す本町の特別養護老人ホームのベッド数の

基準は、五十床未満となっているが、急激な人口増が続いており、今後の高齢者人口の推移を見きわめながら、中期的な展望に立つて特別養護老人ホームの増設ができるよう、計画の見直しを検討してまいりたい。

又、西当別地区に老人福祉センターという名称で高齢者の健康相談やリハビリ、生がいづくりの活動が、できるような複合施設として、平成十一年度をめどに努力する。

新興団地等に 住宅表示板の設置を



川村 勇 議員

競売入札妨害事件について

問 企業体の組み方については、町長は不正はないと、答弁をしているが、平成六年、重原・泰進共同企業体のときに、近藤建設部長等々が競い合って、重原がメインだということになったと聞いている。企業体の組み方については、行政が主導であったこと

を示すものであるし、春日団地工事のJVについても、誓約書等により操作をしたのは、行政であり、議会が要請したわけではない。しかも、その誓約書について私ども何回も資料請求をしたが、その資料提供すら得られなかった。誓約書を見ていない私が、町長が立派な答弁をしようと



新興住宅街

も、それを全面信用するわけにはいかない。伊達町政になつてから泰進建設が急に当別の工事を請け負うようになった。いずれこのことは明白になるものと確信している。私どもは、議会人として町の行政のあり方について、厳しいチェックをしていかなければならない。

町長 は、このような不祥事が再発することのないように、厳しく受けとめて、行政執行されることを願うものである。

町長 これは最初の日の行政報告の中で論議をしたので、あえて、ここでは触れませんが、

住宅表示板の設置について

問 当別も二万人の万台を越

える人口増加があり、新興団地造成が目立って多くなつた。団地等に入居される方たちは、札幌あるいは、都市近郊から生活を当別に求めて来られる方がたくさんいる。

せっかく住まわれた人たちが近隣の人との交流もないために、訪ねて来た人に家を尋ねられても、同一の団地内に居住していても、その人の所在が、わからないという不便さがあるという住民の方の話もある。特に最近、目立つた傾向として、玄関をのぞき込む。これは、訪ねてきた家がわからないので、確認するための行為であると思う。寒冷地向けの住宅ということ、玄関フードが設置されており、表札が大変見づらいという、この住宅独自の影響があると思うが、玄関をのぞく不安があると訴えをされている。このことを聞いて、当別の近郊、札幌市あるいは石狩町等々の団地を見て回ったこともある。住環境の密着した中で、不安があるとすれば、団地等の入口に表示板を設置すべきではないかと思う。その他、栄町団地、六軒町の近鉄ホーム等々のを見て回ったが、目には入らなかつた。地域住民の不便さを解消するた

めにも、ぜひ実施してもらいたい。又、例えば宅造業者に、この住宅表示板等々の作成を、お願いできないのか。

町長 新しく本町に転居された方々を訪問する場合に、非常に不案内であると、私も感じてゐる。一部の町内会においては、自主的に案内板等を設置されているが多くの団地では、いまだ不案内の面もあるようだ。これらの対応については、昭和六十二年に当別町地域案内板設置補助金交付要綱などを制定しているの



島田 裕司 議員

競売入札妨害事件は組織的事件では？

競売入札妨害事件について

問 町長は、判決が出た時点で自分自身を処分すると明言しながら、昨日は、残された在任期間を全うすると答弁している。この事件が引責辞任に値する重大な事件だと主張

している私にとって、再度ここで質問する。
近藤建設部長と山本元収入役が逮捕された後、何度となく議員協議会等の中で臨時議会を開催し、一刻も早く不祥事に対し、町民に事実を報告

ようと考えている。又、宅地業者に表示板の作成を義務づけすること等についての発言もあつたが、宅地造成の企業者に対して、申請段階において表示板の設置を要請することも検討していかなければならぬと考えている。
公園のベンチ設置・整備について

問 近隣の奥さんたちが、子供を連れて一番気軽に交流できる場所は公園や遊園地である。これらの施設には一定限の遊具は整備されているように思うが、ベンチが少ない。団地の真ん中にある遊園地の

中でベンチが一つもない遊園地もある。これらの設置について、設置または増備をする考えがあるか、その対応があれば伺いたい。又、遊園地に必ずある砂場の問題だが、どの施設を見ても砂が割と少なく、しかも雨か何かで、すっかり固まっているという状況があり、非常に遊びづらく、使いづらい状況になっているというのが大半である。特に今、犬や猫等のふん便による公害等も考え合わせると、その施設対応が大変難しいと思うが、皆さんが喜んで使えるような施設に整備をしてほし

いと思う。
町長 現在、面積の広い公園についてはベンチを設置し、小さな公園については設置していない。小さな公園では、ベンチを設置することにより、子供の遊びの支障になることもあり得るのではないかと考えられる。したがって、公園の規模等を勘案しながら検討をしようと考えている。又、砂場の砂が不足をしているところがあるということだが、既に調査をし草刈り等の整備と合わせ、砂の補充と砂のかたいところの解消に向けて対応するよう作業を進めている。

し陳謝するよう要請したが、町長は、そのことだけでは臨時議会を開けないというばかりであった。二カ月がたった今、六月定例会において、正式に議会の場で町民に対し謝罪したわけである。町民は、入札に関する一連の不祥事が、単に個人的事件ではなく、何か庁舎内部で組織的な、あるいは体質的な事件だったのであるという疑念を持たせるような結果となつたのではないか。

又、助役においては、幾度と事情聴取されており、事件の二、三日前から入院し、さらには、町長自身も事情聴取を受けていたことが、わかつてきた今となつては、なぜ町長は、事件後、速やかに町民に対し陳謝する場を持たなかつたのか、清潔、公正を信条にしているのでしたら、いま一度、伺いたい。

又、山本元収入役が現職中、公文書を偽造していたと新聞で、報道されているが、退職した経緯はどうだったのか。集中審議の中で総務部長の答弁は、病気を理由と言うことだが、私の調べでは、顛末書なるものが出されていて、その中に、私自身の判断で公印をメモに押したと、はっきり

議員研修会開催される

石狩管内議員研修会

平成八年六月七日、厚田村総合センターで、HBC放送アナウンサー舟越ゆかり氏を講師に招き開催され、当別町から十五名の議員が参加しました。

北海道町村議会議員研修会

平成八年七月三日、札幌市北海道厚生年金会館で、白鷗大学教授、福岡政行氏と庄司経営開発事務所、庄司俊雄氏の二人を講師に招き開催され全道から、たくさん議員が参加し、当別町からも十五名の議員が参加し見識を高めました。

全道議会広報研修会

平成八年八月六日、札幌市第二水産ビルにおいて、道町村会企画調査部和田雅之氏を講師に招き、議会広報の編集方法を研修しました。

書いてある。これは山本収入役が辞職したのは、健康上の理由でないことは明白である。結果的には職員の内任中の非行が今回、犯罪につながったわけだが、町長は、その事件に対してどのような判断をするのか伺いたい。

町長 私の責任の取り方については、私の政治信条に基づき職責を全うし、町民の皆様への信頼を回復することが私の課せられた、現時点での最大の責務と考えている。

次に、山本元収入役の件ですが、議会に顛末書も含め経緯、経過を報告、説明し了解をいただいた。したがって、町民の方々にも一定のご理解をいただく上での対応をさせていただいたものと考えている。

問 山本元収入役が退職した理由を十八日、総務部長が答えた健康上の理由だということとは、うそだったのかどうか、この辺、再度調べて答弁願いたい。疑惑が出ていたのにもかかわらず、健康上の理由ということによって依願退職させたり、今回の競売入札妨害でも昨年の九月に、行政が業者に誓約書を書かせるといふ、いわば執行者という権限で業者を押しさえたのではないかと

という疑惑が持てる次第である。町長が本当に立派なトップなら、ここで、みずから処分を明確にし、改めて引責辞任をすべきと考えるが、再度答弁願いたい。

町長 山本収入役の関係については、経緯、経過を全部報告し、説明をして議会でご理解をいただいている。既に説明をしているということで、理解願いたい。

又、引責辞任に値するといふ話があったが、先ほどの答弁のように掘議員に答弁した姿で対応することが、私の最善の方法だと理解している。

総務部長 私が十八日に答弁した、山本元収入役の退職願い関係については、一身上の都合によるものだが、その内容は、当時、入院中であり、健康上も含まれていると、とらえている。

問 今回、犯罪として起訴されている状況で、退職金については、返還を要求するか、それについては、どのような対応をするか答弁願いたい。あとの件については、これから公判その他があるので、そういう中で真実が出てきたら、また改めて、私は質問したいと思う。

町長 退職手当組合の支給

は、退職手当組合等との関係もあるが、現状では返還を考えていない。

第三次総合計画の見直しについて
問 新総合計画を策定するの、どのくらいの期間が必要で、いつからスタートし、目標年次

をどのくらいのスパンで考えているのか。

又、まだできていない都市計画におけるマスタープランとの整合性はどうか。第三次にはなかった新たな諮問機関などを設けるつもりがあるのか、第三次のやり残した部分は、どのような位置づけとなるのか伺いたい。

町長 は、今度の総合計画の最終目標年次の人口を、どのくらいが、ふさわしいと思っ

ているのか。また、水の問題についての見解はどうなのか。又、本町の基本構想として、農業を基幹産業とした町づくりを目指していくのかどうか、町長の長期的な視野に立った



開通が待たれる道央新道

ビジョンがあれば伺いたい。
町長 今年度から平成十年度までの三カ年を

基本構想及び基本計画の策定を行い、平成十一年からの十次を平成二十年

度と考える。したがって第三次で実施できなかつた事業については、新計画の中に盛り込んでいく。

次に、都市計画のマスタープランとの関係であるが、新計画に基づき策定することとなる。又、人口想定に係わる事項、本町の将来像については、今後、行う現況と課題の把握、住民アンケート調査、さらには町政懇話会を開催し、町民意向を十分把握した

中からまとめあげ、総合計画審議会に諮問したいと考えており、これ以外の諮問機関の設置は考えていない。

次に、水の問題であるが、人口と水はリンクする要件であると十分認識している。現在、進めている広域企業

団参画の構成団体にも当りながら、かつ他水源手当も検討しながら人口計画の整合を図っていきたくと考えている。

次に私がイメージとして抱いている本町の将来像は、都市と農村の調和のとれた、環境に優しい、また人に優しい町づくりをテーマとして今後目指していきたいと考えている。

幼児教育についての考え方

問 町長は今後、幼児が増加予想される場合、町財政の面から負担のからならないというようなことで、積極的に私立幼稚園を選択していくのかどうか伺いたい。又、現在その地域から町立の二園に通っている父母、あるいは町外、札幌への私立幼稚園に通っている父母などへ、西当別地区に平成九年四月開園予定の私立幼稚園への入園希望や現在通園している幼稚園への要望

や、また現に、その地域で抱えている幼児教育に係わる調査、アンケートを当然行い、それらの意見も添付すべきであったと思うが、実施したのか。今回、仮認可された幼稚園の建設予定地は良好である

と言えるのか。又、年間、幾

らぐらいの予定になつてい
のか伺いたい。

次に、現在、運行されてい
るスクールバスの送迎箇所を
増設すべきと考えるが、どう
か。

町長 私立幼稚園の設置予定
箇所の件だが、用途地域外に
計画している周辺施設につい
ては、環境にふさわしい土地
づくりを考えている。

教育長 仮称、西当別ルビー
幼稚園、定員百四十名の規模
の予定で、来年四月開園予定
と伺っている。



小林議員が逝去

小林 淳
一議員
(六十八
歳)は、
かねてよ
り病氣療

養中でしたが、八月二十五日、
肺炎の為、札幌東徳洲会病院
で逝去されました。

昭和五十八年、初当選以来
四期目で副議長、総務常任委
員会副委員長、産業常任委員
会副委員長等を歴任、又、こ
の他、数々の委員を歴任いた
しております。

議会活動に全力を傾注され、
町政推進に尽力されました。
突然の逝去に対し心から、
御冥福をお祈り致します。

議員提案 第3回定例会

- 第9次治水事業5箇年計画における大幅な事業費の確保に関する意見書
※可 決 (満場一致) (意見書提出)
- 公的介護保障の確立に関する意見書
※可 決 (満場一致) (意見書提出)
- 消費税5%への大増税の中止を求める意見書
※可 決 (満場一致) (意見書提出)

請願・陳情 第3回定例会

- 〔審査報告〕
(文教厚生常任委員会)
- 義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することから反対する請願書
(意見書提出)

請願団体
連合北海道当別地区連合会 会長 小林 和歳
北教組石狩支部当別支会 支会長 西館和佳夫
紹介議員 村上 弘志
宮本 勝

- 〔審査付託〕
(総務常任委員会)
- 寒冷地福祉手当支給事業促進法(案)の制度化を求める請願書
- 請願団体
連合北海道当別地区連合会 会長 小林 和歳
紹介議員 村上 弘志
宮本 勝

次に今後の町の幼稚園設置
については、公立、私立を問
わず、必要に応じ幼児教育充
実のため対応したいと考えて
いる。

次に、公立、私立幼稚園に
対する町民意向調査等につい
ては、このような調査は実施
していません。

次に、私立幼稚園の年間費
用については、現在、計画の
段階であり、経営状況にも触
れるので公表はできない。

次に、幼稚園バスの停留所
増設については、健康、安全

と体力づくりの日常化を挙げ、
家庭と協力して取り組んでい
る。停留所に幼稚園があった
と仮定して、停留所まで保護
者に送迎していただくことで
理解を得てバスを運行してい
る。

問 今回の私立幼稚園の申請
者と理事長予定者は誰なの
か。それと、町長、教育長は、
予定地を実際に見に行ったの
かも伺いたい。

教育長 申請者、理事長予定
者とも、宮本勝氏である。ま
た、建設予定地については、

見に行っている。

町長 私立幼稚園の予定地に
ついては、見に行っている。

水道・下水道行政について
問 水道の指定業者制度も水
道法の改正により見直される
ことになりましたが、法改正
による、その効果と影響につ
いて、どのように考えている
のか。又、本町の場合、指定
業者が三社ということに、か
んがみ、競争の原理が十分機
能していくかどうか併せて、
町長の考えを伺いたい。

町長 参入自由化による競争

原理は何らかの影響を与える
ものと想定されるが、現段階
で厚生省令等の具体的内容が
把握できていないので、これ
が示された時点で新たな問題
とし、その確立を、どう構築
していくか、大きな課題と考
え、これが施行するに当り、
住民に支障を来すことのない
よう慎重に進めていきたいと
考えている。

道の駅について
問 当別町には国道二七五号
線、三三七号線、国道道央新
道等に見られるように国道も
数本走っており、再整備ある
いは新設されようとしている
ことから、今こそ、道央圏の
バイパス拠点として、道の駅
制度を十分検討しながら、そ
の周辺の地域が活性化につな
がるような事業を今後、積極
的に行ってもらいたいと思
う。

町長 第三次総合計画の観光
振興に観光情報センター、物
産館等の建設事業計画もあ
り、歴史、文化、物産等、地
域振興等に関する情報提供と
交流の場として、道の駅事業
としての整備が必要と考えて
いる。これら事業実施には、
財政的な面からも今後さらに
検討をしながら進めたいと考
えている。

議 会 の し り ぎ

6・4	芽室町議会来庁	7・5	建設常任委員会
6・5	当別大通整備促進審査特別委員会	7・10	砂原町議会来庁
6・6	産業常任委員会	7・15	産業常任委員会
6・7	石狩管内議員研修会	7・19	清水町議会来庁
6・10	議会運営委員会	7・22	議会運営委員会
6・11	総務常任委員会	7・25	総務常任委員会
6・12	文教厚生常任委員会	7・31	文教厚生常任委員会
6・13	建設常任委員会 学園都市線電化・複線化促進 特別委員会 議会運営委員会	8・6	全道議会広報研修会
6・18	第3回定例会	8・6	議会運営委員会道内所管 事務調査
6・24	青森県下田町議会来庁	8・12	議会広報特別委員会
6・27	意見書提出(東京)	8・14	美深町議会来庁
7・1	砂川市議会来庁	8・19	総務常任委員会
7・3	北海道町村議会議員研修会	8・21	士幌町議会来庁 議会広報特別委員会
		8・30	産業常任委員会

あじがき

本号は、六月議会の集中審議、一般質問を中心に編集しております。

今回の集中審議は、四月十九日、競売入札妨害の容疑で職員が逮捕された事件について、町長が行政報告で陳謝し、それに基づき八議員が質問に立ち、再発防止へ向け、事実関係の究明を行いました。今後も議会として、一日も早い信頼回復に努めておりますので、ご意見等をお寄せください。

皆様方と共に、まちづくりを考え、行動したいと思っております。